

福岡県コロナ対応型木質リノベーション推進事業補助金(第2期)実施要領

制 定 3林振第3976号
令和4年1月5日

福岡県コロナ対応型木質リノベーション推進事業補助金(第2期)(以下「補助金」という。)の実施については、福岡県コロナ対応型木質リノベーション推進事業補助金(第2期)交付要綱(令和4年1月5日3林振第3975号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第1条 事業の内容等

1 補助対象物件

補助の対象となる物件は要綱の別表1に定めるとおりとし、物件の改築、新築の別は問わない。

2 補助対象経費

交付対象経費は以下のとおりとする。なお、補助対象事業費に消費税は含まない。

(1) 内装の木質化

a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、上下水道工事、電気設備工事、機械設備工事、躯体工事に係る経費は除く。

また、対象となる経費は事業実施に直接要する経費に限り、既存部分の解体や産業廃棄物処理に係る経費など間接的に必要となる経費は含めないものとする。

(a) 純工事費

工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
その他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 実施設計費

設計に必要な調査費（施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

c 対象除外

内装工事には、壁紙や塗装工事など、木質化以外の施工を含めるが、カーテンやブラインド等の簡単にとりはずしてほかの場所でも利用可能な汎用性がある物は補助対象経費外とする。

(2) 木製外構施設の設置

(1) に同じ。

(3) 木製家具の導入

家具の購入費、製作費及び運搬費。

なお、造り付けの机や棚及び建具は、内装の木質化の経費に含めるものとし、ネジ等で固定されておらず、工具を使用せず取り外して移動できるものは家具として取り扱う。

3 対象範囲

対象範囲は木質化を行う部屋（空間）全体の面積とし、部屋（空間）の一部に設定することはできない。

なお、従業員のみが立ち入る倉庫など、特定の者の目にしか触れない部屋（空間）は対象範囲に含まない。

4 補助金の額の算定

要綱の別表 1 に定める補助率の項に定める対象範囲床面積 1 m²あたりに乗じる金額は下表のとおりとする。

対象範囲に対する県産木材の表面積の割合	対象範囲に乗じる金額
30%以上 100%未満	10 千円
100%以上 150%未満	20 千円
150%以上 200%未満	30 千円
200%以上 250%未満	40 千円
250%以上	50 千円

第2条 新しい生活様式に配慮する改装

新しい生活様式に配慮する改装とは、国の示す「『新しい生活様式』の実践例」に対応する改装であり、人と人の間隔を最低1 m空ける、対面を避け横並びで席を配置するなどにより身体的距離の確保、「3密」（密集、密接、密閉）を回避するための対策となる改装などを指す。

第3条 事業の実施

事業の実施は原則として知事からの交付決定を受けてから行うものとし、交付決定前に着手した工事に関しては、補助対象経費から除外する。

第4条 県産木材

県産木材とは、福岡県で生産されたスギ、ヒノキ等の丸太及び、この丸太を県内で加工した製材品を指す。また、県内で加工できない製品で、福岡県で生産されたスギ、ヒノキ等の丸太を原材料としているものを含む。

なお、県産木材であることの証明として、事業主体は、福岡県産木材認証事業体から発行される県産木材証明書や伐採情報が確認できる伐採届等を実績報告時に添付するものとする。

県産木材証明書以外の書面で県産木材であることを証明する場合には、伐採から市場等への出荷、売買、現場への納品などの一連の流れが分かるように整理しなければならない。

第5条 補助金の交付申請

補助金の交付申請の手続きについては、別途「募集要領」に定めるとおりとする。

第6条 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月5日から施行する。